

健康情報活用基盤構築のための
標準化及び実証事業

公 募 要 領

平成20年5月

アクセンチュア株式会社

目次

I. 概要	3
II. 委託事業の内容	4
1. 委託事業の実施主体	4
2. 委託事業の対象事業	4
3. 委託金額及び採択件数	5
4. 委託事業の実施期間	6
5. 応募から事業終了までの主な流れ	6
III. 応募資格	7
1. コンソーシアムの定義	7
2. コンソーシアムの構成要件	7
3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件	7
4. その他	10
IV. 応募手続き	11
1. 応募者	11
2. 応募書類と提出部数	11
3. 公募期間、応募書類の提出先	12
4. 公募説明会の開催	13
V. 審査の方法及び手順	14
VI. 採択後の留意点と契約	16
1. 採択された場合の留意点	16
2. 委託契約の締結・委託費の支払い	16
3. 委託費の内容	17
4. 経費支出の注意	17
5. 知的所有権の帰属	17
6. 採択コンソーシアムの義務	18
VII. その他	19
(別添) 資料1 審査項目一覧(形式審査、内容審査)	
資料2 応募書類の様式(様式1～7)	
様式1 提案書雛形	
様式2 要約版提案書雛形	
様式3 コンソーシアム概要表	
様式4 代表団体の概要	
様式5 見積書	
様式6 公募申請書	
様式7 申請受理票	
資料3 契約書(案)	

I. 概要

現在、国民の健康情報は、医療機関や保険者等、機関毎に個別管理されており、本人が必要に応じて自由にアクセスし、利活用できる状態にはありません。国民が自らの疾病予防・健康増進・疾病管理を積極的に行うためには、医療機関や保険者等に散在する健康情報を、生涯を通じて、個人自らが簡単に入手・管理するとともに、個人の了承のもとで必要に応じて医療機関や適切な健康サービスを提供する民間事業者等と共用し、健康情報を活用し、より効果的な健康サービスを受ける事が可能となるような情報基盤(以下、「健康情報活用基盤」)を整備する必要があります。また、健康情報活用基盤が整備されることで、従来にない新しい健康サービスが誕生し、健康サービス産業が発展することが期待されます。

これらを踏まえて本委託事業では、医療機関、保険者、健康サービス事業者、健康機器メーカー等可能な限り多くの関係者が参加し、実効性のある先進的な健康サービスを提供する事業を実施していただく提案を募ります。応募いただいた提案については、事業としての波及性、政策としての意義の観点から十分に精査したうえで、参入を検討している民間事業者、保険者及び医療関係者等に広く普及できるような先進的な事業を採択します。

なお、アクセンチュア株式会社(以下「アクセンチュア」という)は、「健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業」に関して、経済産業省の委託を受け、本委託事業全体の運営に係る事務、採択されたコンソーシアムとの委託契約など、委託事業全体の運営を統括します。本事業を円滑に行うため、事業の全体的方針を広く関係者を集めて議論・決定していく「全体委員会」を設置すると共に、その下に標準化等の技術的課題を検討する「技術・標準WG」、個人情報の保護・ビジネスにおける活用形態等の運用的課題を検討する「運用・普及WG」の2つのWGを設置することとしております。

また、本事業において、健康情報とは、個人の了承のもと収集・管理する予防・医療・介護など自らの健康に関する情報をいいます。

Ⅱ. 委託事業の内容

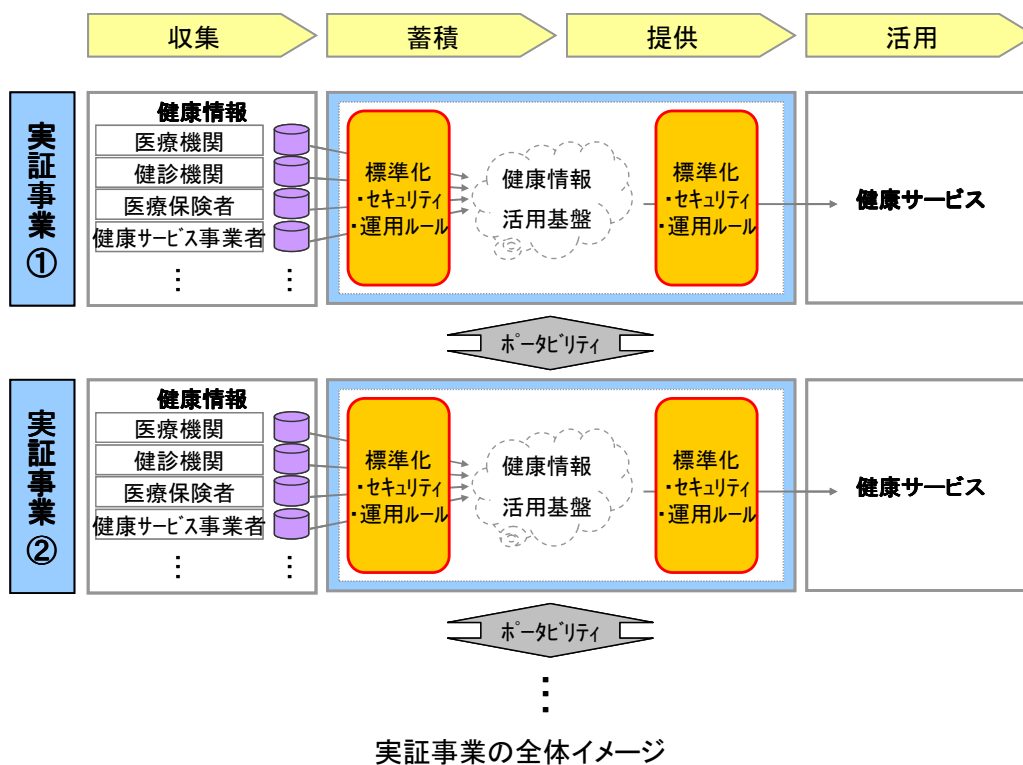
1. 委託事業の実施主体

本委託事業は、協働関係となる利用者との適切な関係の構築や、他の事業者間と戦略的な連携による効率的・効果的な事業実施体制の確保の必要性など、サービス産業が本質的に有する特性を克服するという観点から、複数の事業主体が連携・協働する「コンソーシアム」形式（委託事業におけるコンソーシアムの定義等については、後述のⅢ.1.を参照のこと）により実施していただきます。

2. 委託事業の対象事業

委託事業の対象事業は以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 県単位で実施する事業・市町村単位で実施する事業・企業健保と連携して実施する事業・厚生労働省および総務省と連携して行う事業のいずれかであること。
- ② 健康情報活用基盤を構築・活用する事業であること。
- ③ 健康情報活用基盤からの健康情報を活用した、健康サービスモデルを実証する事業であること。特に、健康サービスについてその質や消費者の意識の向上が見込まれるなどの創意工夫がされている事業が望ましい。
- ④ 健康情報の収集・蓄積・提供・活用において、医療機関、保険者、健康サービス事業者、健康機器メーカー等可能な限り多くの関係者が参加し、実効性のある先進的な健康サービスを提供する事業であること。
- ⑤ 技術・標準WGにて策定した実証システム案や、運用・普及WGにて策定した各種運用ルール案と連携し、事業終了時には相互展開ができるように事業を行うこと。
- ⑥ 各実証事業間のポータビリティを確保する事業であること。
- ⑦ 健康情報活用基盤の構築にあたり、他の健康サービス事業者が参入し易くするために汎用性の高い技術を活用するなどの工夫がされている事業であること。
- ⑧ 個人情報を取り扱う事業であるため情報保護に留意する必要があるが、消費者の利便性も考慮した保護を行う事業であること。なお、健康情報の2次活用については、現行の法令やガイドラインに則って実施すること。プライバシーマーク等を保持している、もしくは取得に向けた準備をしている団体であることが望ましい。
- ⑨ 健康サービスを提供する上で、適切な消費者保護を行う事業であること。
- ⑩ 事業から得られた成果・課題をまとめるとともに分析を行い、今後の健康情報活用基盤構築・活用に活かすこと。



(留意点)

*1 上記の図はあくまでもイメージ図であり、情報の収集や活用における事業の内容を強制するものではない。

3. 委託金額及び採択件数

委託事業の金額の合計および分配は以下の表の通りです。

委託金額の合計および分配

	平成20年	平成21年	平成22年	全期間合計
1件あたり	0.2億～0.6億円程度	0.4億～1.2億円程度	0.4億～1.2億円程度	1億～3億円程度
全事業合計	1.4億円程度	2.9億円程度	2.7億円程度	7億円

(全て税込み額)

事業毎の具体的な金額については、提案された事業規模と事業費を精査の上、最終決定します。

採択件数は3～4件程度を予定していますが、提案内容によっては増減する場合があります。うち1件は、厚生労働省・総務省と連携して実施する委託事業とし、両省が実施する地域で事業を実施します。

4. 委託事業の実施期間

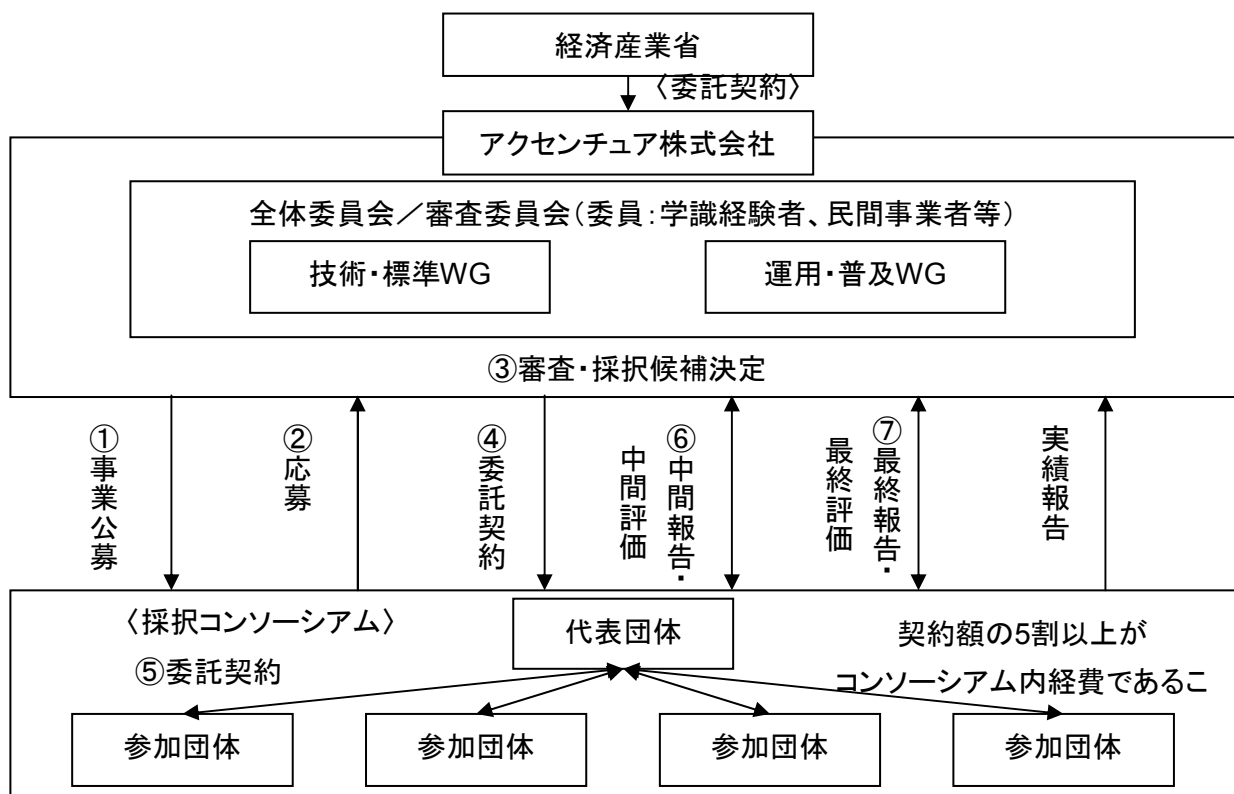
委託事業は年度毎に契約を締結し、各年度の終了時には、全体委員会にて事業の評価を受けることとします。

委託事業全体の実施期間は、委託事業の委託契約締結日から事業実施報告書の作成も含めて平成23年2月28日までとします。

5. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

- ・ 平成20年5月 : 実証事業公募(下図①)
- ・ 平成20年6月 : 応募(下図②)
- ・ 平成20年6月 : 審査、採択コンソーシアム決定、委託契約締結(下図③、④、⑤)
- ・ 平成20年7月 : 実証事業開始予定
- ・ 平成21年2月 : 事業報告(下図⑥)
- ・ 平成22年2月 : 事業報告・中間評価(下図⑥)
- ・ 平成23年2月 : 最終報告・最終評価(下図⑦)



応募から事業終了までの主な流れ

Ⅲ. 応募資格

1. コンソーシアムの定義

委託事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者(以下「代表団体」という)及び代表団体と委託事業に係る契約等(ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない)を結ぶ者(以下「参加団体」という)全体を指します。すなわち、代表団体と委託事業に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含まれません。

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等(ただし、有限責任事業組合(LLP)を除く)は代表団体にはなれません。

2. コンソーシアムの構成要件

応募は、以下の要件を満たしたコンソーシアムのみが行えます。

- ① コンソーシアムは、以下の3.に定義する代表団体及び参加団体によって構成されるものとし、委託事業に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。
- ② コンソーシアムは、法人格を有する民間事業者又は団体(ただし、有限責任事業組合(LLP)は可能とします)で、医療・健診・健康保険・健康サービス関連事業を展開する事業者を複数含む構成とします。
- ③ アクセンチュアでは、委託事業においてコンソーシアムをひとつの組織体として認識します。従って、アクセンチュアからの連絡、指示、問合せ等への対応は、コンソーシアム構成メンバー全員の責任において共有してください。
- ④ 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)、副総括事業代表者(サブリーダー)、事務管理責任者、および技術責任者を置く必要があります。

3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

(1)代表団体

代表団体は、自ら委託事業の一部を実施するとともに、委託事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、アクセンチュアとの委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(代表団体の資格要件)

- (i) アクセンチュア及び参加団体との委託契約を締結できること(注)。
- (ii) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること(複数名の業務従事者を配置すること)。
- (iii) 当該委託事業を受託できる財政的健全性を有していること。

- (iv) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)、副総括事業代表者(サブリーダー)、事務管理責任者を代表団体にて任命すること。また、技術責任者を代表団体または参加団体にて任命すること。

(注) 代表団体と参加団体とが締結する委託契約においても、アクセンチュアとの委託契約に準拠していただきます。

(2)参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、委託事業の一部を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(参加団体の資格要件)

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (ii) 委託事業に主体的に取り組む人員がいること。

(留意事項)

申請書に参加団体として記載した団体等が、委託契約締結時点でコンソーシアムまたは各団体の都合によって参加団体から除かれることは原則認められません。

(3)総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、事業実施プロジェクトの計画、実施及び成果管理を総括する自然人で、代表団体に所属する者としてします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める自然人で、代表団体以外の参加団体に所属する者としてします。

総括事業代表者及び副総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 委託事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) アクセンチュアからの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム参加メンバーに対して、アクセンチュアからの連絡事項を周知徹底できること。

(4)事務管理責任者

事務管理責任者は、委託事業の契約、経費管理及び手続きを総括する自然人で、代表団体に所属する者としてします。

事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 委託事業に関して高い管理能力を有し、事業実施プロジェクトの経理を含めた事務管理について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) アクセンチュアからの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。

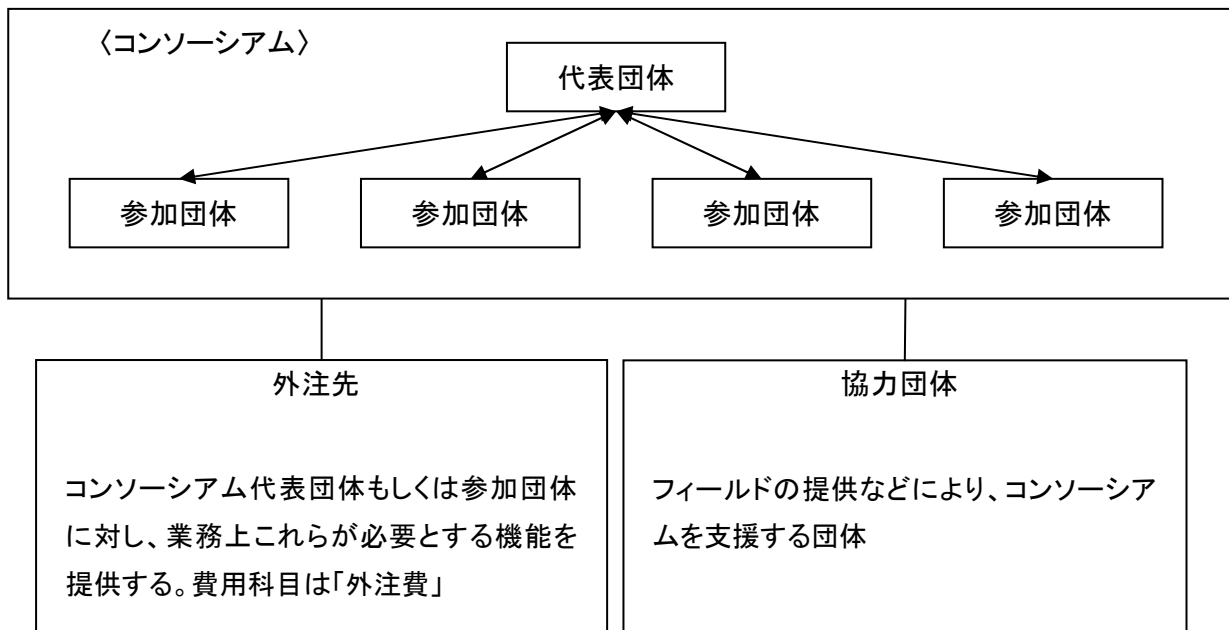
(5)技術責任者

技術責任者は、当該委託事業に関して健康情報活用基盤の構築等の技術的検討・調整・実現を総括する自然人で、代表団体または参加団体に所属する者としてします。

技術責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 健康情報を取り扱うシステムや関連法規・ガイドラインに関して高い技術力と知識を有し、事業実施プロジェクトの技術的検討・調整・実現について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) アクセンチュアからの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。



コンソーシアム代表団体、参加団体、外注先、協力団体の関係

4. その他

(1) 重複応募・重複事業参画について

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の平成20年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は、応募できません(なお、厚生労働省・総務省と連携する事業についてはこの限りではありませんが、提案書に役割の分担方法を明記してください)。

また、経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案プロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外します。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

また、同一の者が代表団体として2件以上申請することはできません。同一の者が参加団体として複数の委託事業に参画することは差し支えありませんが、その場合には個々の委託事業の実施に支障が出ないことに留意してください。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

委託事業において、不適正経理等を行ったために、委託費の全部又は一部を返還させられた代表団体及び参加団体については、一定期間、経済産業省の補助事業等への参画を認めない場合があります。

IV. 応募手続き

1. 応募者

応募は、アクセントとの委託契約を締結できる代表団体の代表者が行って下さい。また、応募に際しては、代表団体の代表者印を押してください。

2. 応募書類と提出部数

応募書類については、作成要領に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等により提出してください。

応募書類の提出部数については、以下のとおり、①提案書(資料2 様式1)から④見積書(資料2 様式5)までをセットしたものの16部(内訳としては、各正本をセットしたものの1部と、各副本(写し)をセットしたものの15部)、及び⑤公募申請書(資料2 様式6)と⑥申請受理票(資料2 様式7)1部、電子ファイル(CD-ROM)1枚、並びに⑦返信用封筒1枚を併せて提出してください。

正本1部は片面印刷でホチキス止めせず、クリップ止めにしてください。副本15部は両面印刷し、左上1箇所をクリップ止めにしてください。

なお、応募書類(電子ファイル)は、提案書(資料2 様式1)と要約版提案書(資料2 様式2)はMicrosoft Powerpointを、見積書(資料2 様式5)はMicrosoft Excelを、その他応募書類(資料2 様式3, 4, 6, 7)はMicrosoft Wordを使用して日本語で作成し、用紙サイズはA4で作成してください。

① 提案書(資料2 様式1) <正本1部、副本(写し)15部>

提案書はA4に50頁以内(表紙、仕切り、および各様式の資料は除く)で作成して下さい。なお、頁数には含めませんが、表紙、仕切り等を適宜つけてください。

提案書の他に、要約版提案書(資料2 様式2)をMicrosoft Powerpointで作成、添付ください。サイズはA3で、枚数は3枚とします。

② コンソーシアム概要表(資料2 様式3) <正本1部、副本(写し)15部>

③ 代表団体の概要(資料2 様式4)及び過去3年分の財務諸表(注) <正本1部、副本(写し)15部>

④ 見積書(資料2 様式5) <正本1部、副本(写し)15部>

⑤ 公募申請書(資料2 様式6) <正本1部>

⑥ 申請受理票(資料2 様式7) <正本1部>

以上①～⑥の各文書の電子ファイル <CD-ROM1枚>

⑦ 返信用封筒 <1枚>

定形。返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手(80円)を貼付してください。

(注) 新設事業者であって、過去3年分ない場合、直近から最大期間あるものの提出で良いものとします。

提出された応募書類は委託事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

資料2(様式1～7)以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

応募書類の様式は、アクセンチュアのホームページ(<http://microsite.accenture.com/jp/metiinvitation>)からダウンロードできますので、ご利用下さい。

3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間:	開始 平成20年5月29日(木) 締切 平成20年6月11日(水) 12時必着 (受付は郵送もしくは宅配便のみ)
書類提出先:	アクセンチュア株式会社 「健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業」実証事業事務局 〒107-8672 東京都港区赤坂1丁目11番44号 赤坂インターシティ TEL:03-3588-3000(代表) (担当:佐藤・五十嵐)
※ <u>電話での問い合わせ時は、最初に必ず「実証事業事務局(佐藤・五十嵐)」宛である旨をお伝えください。</u>	
※ <u>資料の到着確認には応じかねますので、必要に応じて配達記録・書留等でお送りください。</u>	

- ・ 応募書類は、郵送もしくは宅配便によりアクセンチュアに提出してください。
- ・ 封筒の宛名面に「健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業」と朱書きで明記してください。
- ・ 応募書類は、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、締切日時を超過した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「公募申請書類作成にあたっての留意点」を熟読の上、注意して記入してください。
- ・ 申請書の様式は変更しないでください。

(その他の留意事項)

- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料やパンフレット等、様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 公募締切後、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業代表者に確実に連絡が取れるようにして下さい。
- ・ 合否はアクセンチュアより通知しますので、通知以前に合否の問い合わせをしないようにして下さい。

4. 公募説明会の開催

委託事業の内容、手続きについて以下のとおり説明会を実施いたします。

参加は電子メールでの事前申し込み制とし、先着順に受け付けます。1申し込み当たり2名を上限としてください。なお、会場の都合上、定員(各回20名)になり次第申し込み受付を終了させていただきます。

また、説明会への出欠は任意であり、審査には一切関係ありません。

日時： 平成20年6月3日(火) ①13時00分、②14時30分 (同一内容で2回実施します)

場所： アクセンチュア株式会社

東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ

<公募説明会申し込み>

アクセンチュア株式会社

「健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業」実証事業事務局 係

(担当: 佐藤・五十嵐)

koubo2008-se@accenture.com

申込期限 6月2日(月) 12時00分

出席の方は下記を明記の上、上記メールアドレスまで送信ください。

<出席を希望する時間帯>

- ・ 出席を希望する時間帯 (①または②)

<参加者1>

- ・ 所属団体名1
- ・ 氏名1
- ・ メールアドレス1
- ・ 電話番号1

<参加者2>

- ・ 所属団体名2
- ・ 氏名2
- ・ メールアドレス2
- ・ 電話番号2

V. 審査の方法及び手順

有識者等からなる審査委員会を設置し、形式審査(書類による記載必要事項の審査)と内容審査(書類による提案内容の評価、質疑応答)によって審査を行います。当該委員会において内容審査の点数が高いコンソーシアムを選定し、事業規模・事業費を考慮した上で、採択するコンソーシアムを決定します(以下、採択されたコンソーシアムを「採択コンソーシアム」という)。なお、形式審査と内容審査では同じ提案書を基に審査を行いますので、それぞれの審査のために提案書は分割せず、1種類の提案書内で全ての提案内容を記載してください。なお、各審査基準に対する

(審査方法)

① 形式審査

形式審査では、資料1「審査項目一覧」の「形式審査」に記載している審査基準を基に審査を行います。提案者は、資料1に記載している要約版提案書項目番号および提案書項目番号に従って指定箇所に提案内容を記載してください。

審査の結果、形式審査の基準を全て充足しているコンソーシアムに対しては、その後の内容審査を実施します。一つでも基準が充足されていないとみなされた場合は、そのコンソーシアムは不合格となります。

② 内容審査

内容審査では資料1「審査項目一覧」の「内容審査」に記載している審査基準を基に、書類による提案内容の評価と質疑応答にて審査・採点を行います。

②-1 内容審査(書類確認による提案内容の評価)

内容審査(書類確認)では、資料1「審査項目一覧」の「内容審査」に記載している審査基準を基に審査・採点を行います。提案者は、資料1に記載している要約版提案書項目番号および提案書項目番号に従って指定箇所に提案内容を記載してください。

その後、各審査者の審査結果(点数)を合計し、内容審査(質疑応答)の対象となるコンソーシアムを選定します。

内容審査(質疑応答)の対象となったコンソーシアムに対しては、当該コンソーシアムにアクセントチャより電話連絡いたします。なお、対象とならなかったコンソーシアムについては、後日郵送にて結果を通知いたします。なお、審査結果に関する問い合わせには応じかねます。

②-2 内容審査(質疑応答)

内容審査(質疑応答)では、対面形式による質疑応答にて審査を実施します。質疑応答を通じて、書類からは十分に評価しきれなかった内容の審査を行い、内容審査の点数を最終化し、採択コンソーシアムを選定します。

なお、内容審査では、事業規模・事業費等を変更することを条件として採択することもありますのでご注意ください。

(審査にあたっての留意点)

- ・ 資料作成にあたっては、各資料内にある「作成にあたっての留意点」を参照下さい。
- ・ 審査内容・有識者等は非公開で行います。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択コンソーシアム決定後、6月30日(月)までにアクセントゥアホームページ上において公表するとともに、採択コンソーシアムについては電話にて、採択されなかったコンソーシアムについては後日郵送にて、当該コンソーシアムにお知らせいたします。なお、審査結果についての問い合わせには応じかねます。

<審査結果公表先>

アクセントゥア ホームページ

(<http://microsite.accenture.com/jp/metiiinvitation>)

VI. 採択後の留意点と契約

1. 採択された場合の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアムに説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 各採択コンソーシアムは、事業期間中、アクセンチュアの求めに応じて、定期的(月次)に進捗報告を行います。
- ・ 各採択コンソーシアムは、事業期間中、東京にて開催される全体委員会において、事業の進捗、事業成果等の状況について報告を行い、毎年評価を受けます(1回目は平成21年2月頃、2回目は平成22年2月頃、3回目は平成23年2月頃を予定)。
- ・ 各採択コンソーシアムは、委託業務の成果や進捗状況等の状況を取りまとめた成果報告書を毎年度提出し、評価を受けます(提出は毎年度1月末日までを予定)。
- ・ 各採択コンソーシアムは、実施した委託業務の概要及び委託業務に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出していただきます(提出は毎年2月上旬頃を予定)。
- ・ 各採択コンソーシアムの総括事業代表者(プロジェクトリーダー)は運用・普及WGに、技術責任者は技術・標準WGに参加すること。
- ・ 各採択コンソーシアムは、2年目と3年目に成果報告会を兼ねたシンポジウムを行います(2月下旬頃に東京でそれぞれ1日開催の予定)。

2. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 採択コンソーシアムについては、代表団体がアクセンチュアと速やかに委託契約を締結します。代表団体は契約に必要な書類を速やかにアクセンチュアに提出いただきます。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合(再委託条件が合致しない場合も含む)には、委託契約の締結ができない場合もありますので留意下さい。したがって、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・ 委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた用途以外に使用できません。
- ・ 委託費の支払いについては、各年度の事業完了後の精算払いとなります。
- ・ 代表団体は、採択の後に、アクセンチュアと委託契約を締結します。本委託契約締結後のコンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。
- ・ 代表団体は、参加団体と委託契約を結ぶこととなります。公益法人が代表団体になる場合は、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託(業務請負契約や外注契約等も含む)することはできません。

3. 委託費の内容

- ・ 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者(本委託事業ではコンソーシアム)に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。すなわち、「健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業」という国の事業を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価としてコンソーシアムに対して支払われるものです。したがって、コンソーシアム代表団体、参加団体に対する利益の計上は認められません。
- ・ 代表団体・参加団体は人件費、事業費を計上できます。
- ・ 外注費は委託費総額の5割未満とします。
- ・ 計上可能な経費区分は以下のとおりです。

計上可能な経費区分

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	委託事業に直接従事した調査員、研究員等の労務費
事業費	旅費	職員等旅費
	通信運搬費	通信費及び郵便料
	資料情報収集費	専門書購入費等
	会議費	会議に係る費用
	外注費	機器リース費、開発費等
	借料	会場借上費等
	賃金	アルバイトの雇上費等
印刷製本費	講演会資料及び報告書の作成費	
一般管理費	一般管理費	人件費の10%以内

4. 経費支出の注意

上記2. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1)人件費

- ・ 地方公共団体は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は計上できません。

(2)その他(機器等について)

- ・ 委託事業において使用する機器等(20万円以下のものも含む)は、委託事業期間内でリース又はレンタルを認めます。購入は認めません。

5. 知的所有権の帰属

知的所有権の帰属については、資料3「契約書(案)」を参照ください。

6. 採択コンソーシアムの義務

- (1) 採択コンソーシアムは、委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、平成27年度末(平成28年3月31日(木))までアクセンチュアから要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 委託事業の実施状況調査等のために必要と認めるときは、アクセンチュアは採択コンソーシアムに報告を求め、又はアクセンチュアの社員が委託事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアムはこの調査に協力しなければなりません。
- (3) アクセンチュアは、採択コンソーシアムが委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。

Ⅶ. その他

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願い致します。なお、問い合わせ締切りは、平成20年6月10日(火)12:00といたします。

<問い合わせ先>

アクセントゥア株式会社

「健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業」実証事業事務局 係

(担当: 佐藤・五十嵐)

【E-mail】 koubo2008-to@accenture.com

以上